



鳥取県公報

平成 26 年 12 月 26 日(金)
号外第 1 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (894) (医療指導課) 2
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定候補薬物の指定 (895) (〃) 2

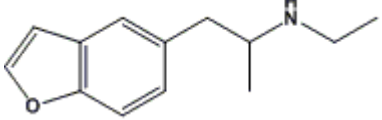
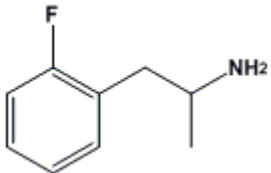
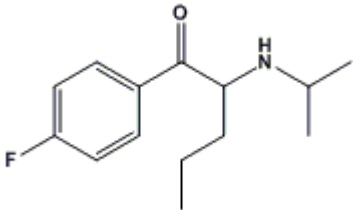
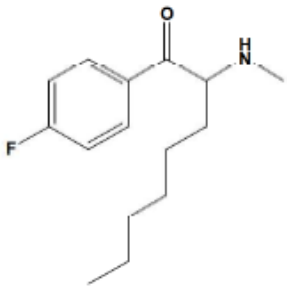
告 示

鳥取県告示第894号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	構造式
5-EAPB	1-(ベンゾフラン-5-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	
2FMP	1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	
4F-IPV	1-(4-フルオロフェニル)-2-(イソプロピルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	
4F-octedrone	1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)オクタン-1-オン及びその塩類	

鳥取県告示第895号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第2項の規定に基づき、知事指定候補薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「Artistic 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「焔 HoMuRa」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM PaRaDiSE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING FLeSh」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「HOT TIMES FAST PURPLE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Ash Pakalolo Hawaii FINAL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Ash Life new」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「Elley」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Olivia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「MΦNSTER ENTERTAINER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Angel Rose」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「CATIWARI new 2 nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Ash Gorilla new 2 nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「MΦNSTER ENTERTAINER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「MEGA Radio Star」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「EFFECT Brainfall 4 th」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Layla」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER moon POWDER X-PLLOUD」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「MΦNSTER ENTERTAINER 2 nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に備え置いて縦覧に供する。)